

○遺失物等の取扱いに関する訓令

(平成19年12月10日警察本部訓令第16号)

[沿革] 平成28年3月警察本部訓令第11号、29年3月第9号、30年3月第2号改正

警察本部
警察学校
警察署

遺失物等の取扱いに関する訓令を次のように定める。

遺失物等の取扱いに関する訓令

遺失物取扱細則（平成元年岩手県警察本部訓令第6号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 物件の提出を受けたときの措置（第3条―第8条）
- 第3章 遺失届の受理等（第9条―第12条）
- 第4章 遺失者等を発見するための措置等（第13条―第17条）
- 第5章 提出物件の保管、処分等（第18条―第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）及びその他の法令に定めるもののほか、遺失物等（遺失物、埋蔵物その他の占有を離れた物をいう。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において「交番等」とは、次に掲げる施設をいう。

- （1）交番及び駐在所
- （2）花巻空港警備派出所
- （3）交番に準じて、物件の取扱いを行う必要があるものとして別表の左欄に掲げる施設

第2章 物件の提出を受けたときの措置

（提出物件の受理）

第3条 法第4条第1項又は法第13条第1項の規定による提出（第5条を除き、以下「提出」という。）の受理は、署又は交番等において行うものとする。

2 前条第3号の施設における提出を受けた物件（以下「提出物件」という。）の取扱いは、別表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる署の署長の指揮監督を受けて行うものとする。

（交番等における提出物件の措置）

第4条 交番等において提出を受けたときは、法第7条第1項各号に掲げる事項その他の必要な事項を署の会計課長（会計課長が配置されていない署にあっては会計係長。以下「署会計課長」という。）又は署の当直責任者（以下「署当直責任者」という。）に報告するとともに、受理番号を照会しなければならない。

2 前項の場合において、現金（他の物件に在中しているものを含む。以下同じ。）の提出を受けたときは、原則として、提出をした拾得者又は施設占有者（以下「提出者」という。）の面前において、現金収納袋（様式第1号）に当該現金を収納し、当該現金収納袋に封をしなければならない。この場合において、提出者が規則第2条に規定する拾得物件預り書を受領しないまま交番等から立ち去ろうとするときは、現金収納袋の拾得物件受取り票を作成して、これを提出者に交付しなければならない

い。

3 交番等においては、提出物件を規則第1条に規定する拾得物件控書等関係書類とともに、速やかに、署に送付しなければならない。この場合において、提出物件が高額な物件、危険物その他の交番等において適切に保管することが困難であると認められる物件であるときは、署長の指揮を受けて、直ちに、署に送付しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、交番等における提出物件の措置について必要な事項は、別に定める。

(施設において拾得された物件の取扱い)

第5条 施設において、物件(埋蔵物を除く。以下この条において同じ。)の拾得をした拾得者(当該施設の施設占有者を除く。)が署又は交番等に当該物件を提出したときは、当該施設の施設占有者の同意が得られたときに限り、法第13条第1項の規定による提出があったものとして取り扱うものとする。

2 前項の規定により提出を受けたときは、法第7条第1項各号に掲げる事項を施設占有者に通知しなければならない。

(所持が禁止されている物件等の取扱い)

第6条 法第4条第1項ただし書及び法第13条第1項ただし書に規定する物件の提出を受けたときは、当該物件の拾得場所、拾得をしたときの状況その他の事情を調査し、直ちに、署長に報告して指示を受けなければならない。

2 署長は、提出又は法第17条前段の規定による届出(第9条第1項を除き、以下「届出」という。)を受けた物件について、その後の調査により、犯罪の犯人が占有していたと認められる物件であることが判明したときは、その旨を当該提出又は届出をした者に通知するとともに、直ちに、犯罪の犯人が占有していたと認められる物件として処理しなければならない。

(埋蔵文化財の取扱い)

第7条 署長は、提出物件が文化財保護法(昭和25年法律第214号)第92条第1項に規定する埋蔵文化財であると認められるときは、同法第101条の規定により、当該物件に埋蔵文化財提出書(様式第2号)を添え、本部長を経由して県教育委員会(当該物件の発見された土地が指定都市等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市をいう。)の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次項において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者が判明している場合は、この限りでない。

2 署長は、前項の手続を行った物件の所有者が判明し、当該物件の返還の請求があつたときは、本部長を経由して県教育委員会に通知し、当該物件の差戻しを受け、所有者に返還しなければならない。

3 署長は、文化財保護法第100条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたときは、直ちに、法第7条第1項の規定による公告を行うとともに、岩手県警察遺失物管理システム(以下「システム」という。)に登録しなければならない。

(拾得物件一覧簿の記載等)

第8条 署会計課長又は署当直責任者は、第4条第1項の規定による報告を受けたとき又は署において提出を受けたときは、直ちに、規則第4条第1項に規定する拾得物件一覧簿に必要な事項を記載しなければならない。

2 署会計課長又は署当直責任者は、届出を受けたときは、直ちに、規則第4条第2項に規定する特例施設占有者保管物件一覧簿に必要な事項を記載しなければならない。

3 前2項の場合において、拾得物件一覧簿又は特例施設占有者保管物件一覧簿に記載したときは、遅滞なく、必要な事項をシステムに登録するものとする。

第3章 遺失届の受理等

(遺失届の受理)

第9条 物を遺失した旨の届出(以下「遺失届」という。)の受理は、署又は交番等において行うものとする。

2 第3条第2項の規定は、遺失届の受理について準用する。この場合において、同項中「前条第3号の施設における提出を受けた物件(以下「提出物件」という。)の取扱い」とあるのは「第2条第3号の施設における遺失届の受理」と読み替えるものとする。

(交番等における遺失届に係る措置)

第10条 交番等において遺失届を受けたときは、規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を署会計課長又は署当直責任者に報告するとともに、受理番号を照会しなければならない。

2 交番等においては、遺失届出書を作成したときは、速やかに、署に送付しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、交番等における遺失届に係る措置について必要な事項は、別に定める。

(特異な物件に係る遺失届の受理)

第11条 署長は、爆発物、銃砲、刀剣類、火薬類その他の物件であって早期に発見しなければ住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあると認められる物件に係る遺失届を受けたときは、当該物件に関する事務を主管する本部の所属を經由して本部長に報告するとともに、必要な手配、住民への広報その他の措置をとるものとする。

(遺失届一覧簿の記載等)

第12条 署会計課長又は署当直責任者は、第10条第1項の規定による報告を受けたとき又は署において遺失届を受けたときは、直ちに、遺失届一覧簿(様式第2号の2)に必要な事項を記載しなければならない。

2 前項の規定により遺失届一覧簿に記載したときは、遅滞なく、必要な事項をシステムに登録するものとする。

第4章 遺失者等を発見するための措置等

(遺失届一覧簿の確認等)

第13条 署会計課長又は署当直責任者は、拾得物件一覧簿又は特例施設占有者保管物件一覧簿に記載するときは、当該提出物件又は法第17条後段の規定により保管する物件(以下「保管物件」という。)について、遺失届一覧簿における該当する遺失届に係る記載の有無を確認するものとする。

2 前項の規定による確認の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、当該提出物件又は保管物件に係る規則第31条に規定する保管物件届出書の内容と照合するものとする。

(遺失届の有無の確認等)

第14条 署長は、規則第6条第2項の規定による照会の結果、当該物件に係る遺失届が他の署長(他の都道府県警察の署長を含む。以下同じ。)になされていたことが判明したときは、当該遺失届を受けた他の署長に遺失届出書の写しの送付を求めるものとする。

2 前項の規定により遺失届出書の写しの送付を受けたときは、当該提出物件又は保管物件に係る保管物件届出書の内容と照合するものとする。

(拾得物件一覧簿の確認等)

第15条 署会計課長又は署当直責任者は、遺失届一覧簿に記載するときは、当該遺失届に係る物件について、拾得物件一覧簿又は特例施設占有者保管物件一覧簿における該当する提出物件又は保管物件に係る記載の有無を確認するものとする。

2 前項の規定による確認の結果、当該遺失届に係る物件について、提出又は届出を受けていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容と照合するものとする。

(提出物件の有無の確認等)

第16条 署長は、規則第7条第2項の規定による照会の結果、当該遺失届に係る物件について、他の署長に提出又は届出がなされていたことが判明したときは、提出又は届出を受けた他の署長に遺失届出書の写しを送付するものとする。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定により遺失届出書の写しの送付を受けた場合について準用する。

(通報、照会及び報告)

第17条 法第8条第1項(法第13条第2項及び法第18条において準用する場合を含む。)の規定による通報、規則第6条第2項及び規則第7条第2項の規定による照会、規則第8条第1項及び規則第10条第1項の規定による報告並びに規則第8条第2項及び規則第10条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、システムの運用について必要な事項は、別に定める。

第5章 提出物件の保管、処分等

(提出物件の保管等)

第18条 署長は、提出物件を保管しようとするときは、施錠設備のある金庫その他の保管庫に保管し、当該物件の亡失、滅失又は毀損を防止するための必要な措置をとらなければならない。ただし、提出物件が自転車その他の形状等により保管庫に保管することができないときは、当該物件を鎖でつなぐ等必要な措置を講じ、室外で保管することができる。

2 署長は、保管しようとする物件が現金又は法第9条第1項本文又は第2項（これらの規定を法第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定による売却の代金（以下「売却代金」という。）であるときは、県の公金の収納又は支払いの事務を取り扱う金融機関（第24条において「預託銀行」という。）に預託しなければならない。ただし、別に定める額を上限として、これを署に保管することができる。

3 署長は、保管しようとする物件が現金又は売却代金以外の物件であるときは、当該物件に拾得物件整理票（様式第3号）を付し、これを保管しなければならない。

4 署長は、保管しようとする提出物件が危険物等であり、署で保管することが適当でない認めるときは、当該物件を保管する設備を有する者にその保管を委託することができる。この場合において、保管委託する物件の種類、点数、内訳及び保管条件を明らかにするため、当該委託を受ける者から拾得物件保管請書（様式第4号）を徴さなければならない。

5 署長は、署において保管する物件の受払状況を拾得物件日計表（様式第5号）により確認しなければならない。

6 署長は、拾得物件受払簿（様式第6号）を月ごとに作成し、署において保管する物件の受払状況を明らかにしなければならない。

7 第1項及び第3項の規定は、交番等において提出を受け、署に送付するまでの間における提出物件の保管について準用する。（提出物件の処分等）

第19条 法第10条の規定による廃棄その他の処分は、署において行うものとする。ただし、提出物件が、滅失し、又は毀損するおそれがあり、かつ、法第9条第1項の規定により売却することができない物であると明らかに認められるときは、署長の指揮を受け、交番等において廃棄その他の処分をすることができる。

2 署長は、前項の規定による処分をするときは、あらかじめその旨を拾得物件処分通知書（様式第7号）により、当該物件の所有権を取得する権利を有する者に通知するものとする。ただし、前項ただし書の規定による処分をするときその他やむを得ない事情があるときは、口頭により通知することができる。この場合において、口頭により通知した経緯を明らかにしておくなければならない。

（提出物件の返還の通知等）

第20条 署長は、提出物件又は保管物件の遺失者が判明したときは、遺失物確認通知書（様式第8号）により、当該遺失者に通知するものとする。ただし、提出物件を直ちに返還する必要があるときその他やむを得ない事情があるときは、口頭により通知することができる。この場合において、口頭により通知した経緯を明らかにしておくなければならない。

2 署長は、提出物件を遺失者に返還するときは、拾得物件返還通知書（様式第9号）により、当該物件に係る法第27条第1項の費用又は法第28条第1項の報労金を請求する権利を有する拾得者又は施設占有者に通知するものとする。ただし、提出物件を直ちに返還する必要があるときその他やむを得ない事情があるときは、口頭により通知することができる。この場合において、口頭により通知した経緯を明らかにしておくなければならない。

3 署長は、提出物件について、民法（明治29年法律第89号）第240条又は同法第241条に規定する期間内に遺失者が判明しない場合で必要と認めるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に掲げる通知書により通知するものとする。ただし、提出物件を直ちに返還する必要があるときその他やむを得ない事情があるときは、口頭により通知することができる。この場合において、口頭により通知した経緯を明らかにしておくなければならない。

（1）所有権を取得する権利を有する拾得者（法第33条の規定により拾得者とみなされる施設占有者を含む。） 所有権取得通知書（様式第10号）

（2）所有権を取得する権利を有さない拾得者又は施設占有者（法第27条第1項の費用を請求する権利を有する拾得者又は施設占有者に限る。） 費用請求権通知書（様式第11号）

（県帰属提出物件の取扱い）

第21条 署長は、法第37条第1項の規定により提出物件の所有権が県に帰属したときは、当該物件を県帰属拾得物件引渡書（様式第12号）により、次表の左欄に掲げる県帰属の期間の区分に応じ、同表右欄の引渡期限までに地方公所の長たる当該署長に引き渡さなければならない。

県帰属の期間	引渡期限
4月1日から6月30日までの間	7月25日
7月1日から9月30日までの間	10月25日
10月1日から12月31日までの間	1月25日
1月1日から3月31日までの間	4月25日

2 前項の場合において、拾得物件県帰属調書（様式第13号）を作成し、これを添付しなければならない。

（国帰属提出物件の取扱い）

第22条 署長は、法第37条第1項の規定により提出物件の所有権が国に帰属したときは、国帰属拾得物件引渡書（様式第14号）により、本部長を経由して国の行政機関又はその地方支分部局等の長に引き渡さなければならない。

（提出物件の払出し）

第23条 署長は、提出物件を払い出すときは、処理結果を明らかにするとともに、システムに登録しなければならない。

2 署長は、提出物件のうち現金又は売却代金を払い出すときは、小切手を振り出し、これを払い出さなければならない。ただし、払い出す現金の額が署において保管する現金の額と売却代金の額との合計額よりも少額であるときは、保管する現金及び売却代金をもって払い出すことができる。

（未済小切手の処理）

第24条 署長は、支払呈示期間経過後6月を経てなお受取人のない小切手については、振出小切手支払未済調書（様式第15号）を作成し、預託銀行の未済証明を徴して、第21条の規定に準じてこれを処理しなければならない。

（署長の引継ぎ）

第25条 署長が異動するときは、人事異動の発令日の前日をもって拾得物件受払簿を締切り、拾得物件受払簿に引継年月日を記入の上、後任の署長とともに署名押印し、提出物件及び関係書類を引き継がなければならない。

2 後任の署長は、前項の規定により引継ぎを完了したときは、拾得物件引継報告書（様式第16号）により、速やかに、本部長に報告しなければならない。

（提出物件の検査）

第26条 本部長は、署における提出物件の取扱状況について、毎年1回又は必要があると認めたときは随時、本部会計課員を検査員に命じ、検査を行わせるものとする。

2 前項の検査を受ける署長は、拾得物件受払簿、預金残高証明書、小切手支払未済額調書（様式第17号）その他の関係書類を検査員に提出しなければならない。

3 検査員は、第1項の検査を行ったときは、拾得物件検査書（様式第18号）に預金残高証明書及び小切手支払未済額調書を添え、その結果を本部長に報告しなければならない。

（提出物件の事故報告）

第27条 署長は、その保管する提出物件を亡失し、滅失し又は毀損したときは、拾得物件事故報告書（様式第19号）により、直ちに、本部長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成28年3月25日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月15日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月5日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成30年3月5日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

施設名	担当警察署
岩手県警察本部	盛岡東警察署
生活安全部地域課鉄道警察隊	盛岡西警察署
交通部運転免許課自動車運転免許試験場	盛岡東警察署
交通部運転免許課盛岡運転免許センター	盛岡西警察署
交通部運転免許課県南運転免許センター	奥州警察署
交通部高速道路交通警察隊	盛岡東警察署
交通部高速道路交通警察隊西根分駐隊	岩手警察署
交通部高速道路交通警察隊西根分駐隊安代分遣班	岩手警察署
交通部高速道路交通警察隊北上分駐隊	北上警察署
交通部高速道路交通警察隊北上分駐隊一関分遣班	一関警察署
交通部高速道路交通警察隊一戸分駐隊	二戸警察署

(裏)



切り取り線

のりしろ

折り返し線 (谷折り)

受理番号

一連番号

受理日時	年 月 日 午前・後 時 分
取扱者	警察署 交番・駐在所 取扱者氏名 ㊟
拾得物件	物品 (財布等) _____ 現金 ¥ _____
その他の 確認 事項	拾得日時 年 月 日 午前・後 時 分
	拾得場所
	拾得者又は施設占有者 住所 氏名 電話番号 ()
	上記について確認できな かった場合の理由、権利放 棄の有無その他補足事項等

教育委員会教育長 様

警察署長

埋蔵文化財提出書

下記の物件は、埋蔵文化財と認められるから、文化財保護法第101条の規定により、現物を添えて提出します。

記

物 件	名称（種類・形状）	数 量
発見者の住所・氏名		
発見した土地又は家屋等の所有者の住所・氏名		
発見の年月日	年 月 日	
発見の場所		
発見の原因		
発見した土地又は家屋等の所有権を取得した年月日	年 月 日	
備 考		

拾得物件整理票

12センチメートル	
6 セ ン チ メ ー ト ル	受理番号第 号
	品 名
	受理年月日
	拾 得 者
施設占有者	取扱者 ㊟

拾得物件保管請書			
	種 類	点 数	内 訳（形状、模様、品質、特徴等）
物 件			
保管条件	<input type="checkbox"/> 保管中に係る一切の費用は、私が負担します。 <input type="checkbox"/> 保管中に係る一切の費用は、当該物件を引き渡すときに請求します。 <input type="checkbox"/> 保管中に係る家畜の生死については、賠償の責めに応じません。		
<p>上記の物件は、貴警察署から指示があるまで、当分の間、上記の保管条件で私が責任を持って保管します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">警察署長 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">住所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">氏名 ㊟</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> { 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに 代表者の氏名 } </div> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">電話</p>			
摘 要			

備考1 □のある欄は、該当する項目の□にレ印を付してください。

2 この請書は、2部作成し、1部を保管者に交付すること。

拾得物件日計表

年 月 日

警察署

区 分	受払年月日	受理番号	氏 名	処理結果等	権 利	小切手（円）	現金（円）		物品（点）			
					上：一般 下：施設	上：番号 下：払高	受 高	払 高	品 名	受 入	払 出	
合 計												

拾得物件処分通知書

年 月 日

様

警察署長

年 月 日にあなたから提出・交付のあった拾得物件

は、遺失物法第10条の規定により処分しますので、通知します。

なお、処分後は、この物件を引き取るができなくなりますので、ご注意ください。

（連絡先）

遺失物確認通知書

年 月 日

様

警察署長

あなたの物と思われる物件

が拾得され、現在 において保管していますので、確認に来てください。

年 月 日までに遺失者が判明しない場合は、遺失者はこの物件の所有権を失うこととなります。

この物件があなたの物であると確認ができ、あなたがその返還を受ける場合は、遺失物法の規定により、あなたには、この物件の交付、提出又は保管に費用を要した者があるときは、当該費用を償還する義務があり、また、拾得者に物件の価格の5パーセントから20パーセントまで（施設内で拾得された物件については、拾得者と施設占有者にそれぞれこの2分の1）に相当する額の報労金を支払う義務がありますので、これらを履行してください。これらの義務を履行するために拾得者又は施設占有者の氏名等の告知を求める場合は、ご連絡ください（ただし、遺失物法の規定により、拾得者又は施設占有者の同意がなければ、その氏名等を遺失者に告知することはできないこととなっていますので、あらかじめご承知ください。）。

ご不明な点は、お問い合わせください。

（返還手続を行う場所）

（連絡先）

拾得物件返還通知書

年 月 日

様

警察署長

年 月 日にあなたから提出・交付のあった拾得物件

の遺失者が判明しましたので、これを遺失者に返還します。

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の交付、提出又は保管に要した費用があるときは当該費用を、また、物件の価格の5パーセントから20パーセントまで（施設内で拾得をした物件については、この2分の1）に相当する額の報労金を遺失者に請求する権利があります。なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

また、遺失物法の規定により、あなたの氏名等を遺失者に告知することについてあなたの同意がなければ、あなたの氏名等を遺失者に告知することはできず、遺失者の氏名等もあなたに告知することはできませんので、あなたの氏名等を遺失者に告知してよいかご連絡ください（既に拾得物件を提出した際に同意がある場合を除く。）。

（連絡先）

所有権取得通知書

年 月 日

様

警察署長

年 月 日にあなたから提出・交付のあった拾得物件

の遺失者が判明しなかったため、年 月 日にあなたがこの物件の所有権を取得しましたので、下記の場所まで引き取りに来てください（年 月 日までに引き取らないときは、この物件の所有権を失いますので御注意ください。）。

なお、あなたには、遺失物法の規定により、この物件の交付、提出又は保管について費用を要した者があるときは、これを償還する義務があります。

御不明な点は、お問い合わせください。

（引渡し手続を行う場所）

（連絡先）

費用請求権通知書

年 月 日

様

警察署長

年 月 日にあなたから提出・交付のあった拾得物件

は、遺失者に返還できませんでした。あなたには、遺失物法の規定により、あなたがこの物件の提出、交付又は保管に費用を要したときは、この物件を引き取る者（あなたが物件を交付した施設占有者・あなたに物件を交付した拾得者）にこれを請求する権利がありますので通知します。

ご不明な点は、お問い合わせください。

（連絡先）

年 月 日

（地方公所の長）

警察署長 様

（拾得物管理者）

警察署長 印

県帰属拾得物件引渡書

年 月 日から 年 月 日までの間において下記の物件は、遺失物法第37条第1項の規定により所有権が県に帰属したので引き渡します。

記

1 現金 円

2 物品 点

内訳 拾得物件県帰属調書のとおり

拾得物件県帰属調書

受理年月日			署受理番号	県帰属年月日			金額	品名	点数	権利
年	月	日		年	月	日	円		点	
計										

（国の行政機関等の長）

様

警察署長 印

国帰属拾得物件引渡書

下記の物件は、遺失物法第37条第1項の規定により所有権が国に帰属したので引き渡します。

記

物 件	名称（種類及び形状）		数 量
拾得者	住 所		
	氏 名		
拾 得	日 時		
	場 所		
受理年月日	年 月 日	整理番号	
帰属年月日	年 月 日		
<p>上記の物件を受領しました。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">（国の行政機関等の長）</p> <p style="text-align: center;">警察署長 様</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

様式第15号（第24条関係）

振出小切手支払未済調書					
小切手番号	小切手振出年月日	金額	受取人住所・氏名	小切手時効年月日	備考

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

警察署長（氏 名） 印

銀 行 印

岩手県警察本部長 殿

警察署長

拾得物件引継報告書

下記のとおり引継ぎを完了したので、遺失物等の取扱いに関する訓令第25条第2項の規定により報告します。

記

前任警察署長（氏 名）
後任警察署長（氏 名）
交替の年月日 年 月 日

引継ぎした拾得物件

1 現金現在高	円
手許保管金	円
当座預金	円
2 物品現在高	点
警察署保管高	点
委託保管高	点

様式第17号（第26条関係）

小切手支払未済額調書

金額 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日現在小切手支払未済額

内訳

小切手振出年月日	小切手番号	金額	小切手交付者住所・氏名	備考

上記のとおり相違ありません。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

警察署長（氏 _____ 名） 印

備考 小切手の有効期間が経過したものについても、銀行から払出未済のものは含めること。

拾得物件検査書

〔 年 月 日 〕
〔 年 月 日 〕

警察署

1 保管金

繰越高		受入高	払出高			残高		
預金	現金		返還交付	県帰属	計	預金	現金	計

2 保管物品

繰越点数	受入点数	払出点数					残点数
		返還交付	売却廃棄	県帰属	その他	計	

3 即時完結

件

円

点

4 事故の有無

上記のとおり検査しました。

年 月 日

検査員

立会人

岩手県警察本部長 殿

警察署長

拾得物件事故報告書

当警察署で保管していた拾得物件に、下記のとおり事故があったので、遺失物等の取扱いに関する訓令第27条の規定により報告します。

記

亡失、滅失又は毀損物件	
数量又は金額	
亡失、滅失又は毀損の日時及び場所	
保管の状況	
亡失、滅失又は毀損の原因及び状況	
亡失、滅失又はき損を知った後の処置	
その他の参考事項	